

議案第 38 号

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年伊賀市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「12 歳」を「15 歳」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、12 歳に達した日以降の最初の4月1日から15 歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(障がい者及び一人親家庭等の児童を除く。以下「12 歳以上の子ども」という。)の助成に係る受給資格の認定は、第7条第1項の規定による申請の都度行うものとする。この場合において、受給資格を証する証明書の交付は、これを要しない。

第4条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、12 歳以上の子どもにあつては、入院にかかる医療費のみを福祉医療費として助成する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、12 歳以上の子どもにかかる福祉医療費の助成については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。